

1958年3月12日 第3種郵便物認可 通巻1743号(1月4月7月10月 各10日発行) 2023年1月10日発行 発行/全日本自治団体労働組合

自治労通信

新採

— 組合加入にむけて —

2023
冬
No.809

CONTENTS

3 鬼木誠 組織内国会議員 新年の決意
皆さんの奮闘や努力に国会の場でしっかりと応えていきたい
 参議院議員 鬼木 誠

4 特別企画 2023 春闘
あなたの声ではじまる春闘
「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンでも声をあげよう！
 自治労本部 書記長 伊藤 功



特集1 新採 ~組合加入にむけて~

6 単組事例に学ぶ
新採の加入率は未来の自治労の組織率

事例① 桜井市職員組合(奈良県本部)

「心に響く何か」を探して 若手の知恵と力集めて前へ

事例② 登米市職員組合(宮城県本部)

近隣単組の取り組みに学び 従来のやり方を変えて奏功

事例③ 宮崎市役所職員労働組合(宮崎県本部)

説明会ですべて勝負は決まる 加入届はその場で速攻回収

事例④ 東京職業安定行政職員労働組合(東京都本部)

「間口の広さ」「気軽さ」が肝 若者目線・言葉をギリギリまで追求



10 インタビュー
JP 労組埼玉の取り組み
『土着オルグ』で未加入者に向き合う

日本郵政グループ労働組合 関東地方本部 埼玉連絡協議会 議長 赤羽 正芳 さん

特集2 統一自治体選挙

12 インタビュー
参議院選挙総括から統一自治体選挙をどうたたかうか
 自治労本部 総合政治政策局長 森下 元

14 寄稿
生活と政治を結びつける
「わがまま」道場としての社会運動／労働運動／選挙運動
 立命館大学 産業社会学部 准教授 富永 京子 さん

16 流体碩学(37)
「超」少子化の進行に思う
 詩人・社会学者 水無田 気流 さん

18 憲法をどう使うか?(第27回)
裁判を受ける権利と
不当訴訟をされない権利の調整
 東京都立大学 法学部 教授 木村 草太 さん

20 困ったときの法律相談 ⑤③
交通事故に伴う失職を避けるための
方策について
 自治労顧問弁護士 岡田 俊宏

22 Book review／編集部発

23 おもしろ?キーワード／編集後記

皆さんの奮闘や努力に 国会の場でしっかりと 応えていきたい



参議院議員
鬼木 誠

国会議員となって6ヵ月 新鮮かつ勉強の日々

新年あけましておめでとうございます。組織内国会議員の鬼木誠です。皆さんからのご支援をいただき国会議員となって6ヵ月。すべてが新鮮かつ勉強の日々です。冒頭、この間の活動についてご報告したいと思います。

昨年10月3日に臨時国会が始まり、私は国土交通委員会、東日本大震災復興特別委員会、決算委員会、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会への配置となりました。党の中では、自治労に深く関係する総務委員会や内閣委員会などの部会にも時間の許す限り出席しています。

また、党の政務調査会の中に今年から「りっけん・チェック」という議論の場ができ、埋もれている課題などを改めて取り上げ深掘りをしています。私は岸真紀子組織内議員とともに、公共調達や公共事業にかかわる課題を扱うチームに入って活動しています。

一つひとつの法案の中に 地方自治体の充実・強化や働く者の観点を

年明け冒頭から通常国会が始まります。公共サービスの現場は今、恒常的な人員不足を何とかしなければ支えきれない。そのような皆さんの切実な声に溢れています。人員不足、さらには自治労としてのさまざまな課題を、政治・政策・制度にいかに結び付けていくのか、具体的にどう行動していくのか。

一つの視点は、審議される一つひとつの法案審議の中で、地方自治体の充実・強化の観点や働く者の目線で捉え直しをし、その課題を指摘していくことだと思います。その積み重ねによって、自治体や公共サービス、さらには地方自治のありようを、一変に改善することは難しいとしても、少しでも良くしていく方向につながっていくのだと思います。

同時に、りっけん・チェックや部会などのさまざまな議論の場で課題提起をし、少しでも働きやすい職

場にすること、そして組合員の皆さんにそう感じていただけるよう、岸真紀子議員、吉田忠智議員とも連携しながら、引き続き発信・追求していきたいと思えます。

春の統一自治体選挙で 仲間を増やすことが本当に大切

今春には統一自治体選挙が行われます。この数ヵ月、国会という場に身を置き、「数は力」をまざまざと感じています。地方議会も含めて、仲間を増やしていくことが本当に大切です。立憲民主党は一昨年の衆議院選挙と昨年の参議院選挙で議席を減らしました。国会の中でも議席を減らしてきたことの影響が出てきています。やはり、地方における議員や仲間をどう増やしていくのかということが、国会での議席を増やしていくことの大前提にあると思います。地域の中で信頼される政党として住民の皆さんの支持を得ることができないのに、国会で議席を増やせるはずがない。本当にそう思います。今、政権に対する国民の支持はどんどん下がってきていますが、では立憲民主党への支持が伸びているかと言えば、そうではありません。政権が信頼できないから、立憲民主党に想いや気持ちを託すよ、というふうになっていかなければいけないと思っています。

現場の声・課題意識の 共有・意見交換の場をこれからも

新型コロナウイルスの感染拡大以降、現場の組合員の皆さんの苦労や努力はずっと続いています。そうした皆さんの奮闘にしっかりと国会の場で応える、現状や課題意識について共有・連携ある取り組みを行っていくという組織内議員の役割をしっかりと果たしていきたい、と思っています。

これからもぜひ、今現場で何が起きているのかについて共有・意見交換する場をたくさん作っていただきたい。そう切に願っています。皆さんのためみない運動と組織内議員としての活動が連携・連動することで、運動の成果が皆さんの現場で実を結ぶよう、頑張ってください。

あなたの声ではじまる春闘

「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンでも声をあげよう！

自治労は2022年12月8～9日に開催した春闘中央討論集会で、2023春闘方針(案)を討議した。物価と賃金が相応に上がり好循環を生み出す社会経済構造への転換が求められている中で春闘がはじまる。自治労は2023春闘をどうたたかうか。自治労本部の伊藤功書記長に聞く。



自治労本部 書記長
伊藤 功

山形県本部・庄内町職労出身
1990年入職。2012年山形県本部書記長、2019年自治労本部書記次長を経て2021年同書記長に就任。

Q まず、連合の2023春闘の方向性を教えてください。

連合は2023春闘で、それぞれの産別の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点と、すべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、5%程度の賃上げを掲げています。1990年代後半からずっと賃金水準が抑制され続け、世界各国の水準と大きな隔たりが生じている中で、毎年ベアを要求してたたかい取り、国際的に見劣りする日本の賃金水準を中長期的に引き上げていく転換点としていこう、というのが2023春闘の大きなポイントとなっています。

5%以上の水準引き上げにこだわった取り組みを

Q 自治労の2023春闘方針(案)の課題について教えてください。

自治体労働者にとっては、勧告制度という枠組みの中でそこをどう突破するのか、という課題認識が根本にあります。さかのぼれば、賃金闘争のターニングポイントは2006年の給与構造改革でした。これ以降、取り巻く情勢は極めて厳しくなり、取り組みの十分さが目立ってきています。今春闘では、民間支援の運動だけにとどまらず、民間の仲間と連動した形で、それぞれの単組ごとに自らが5%以上の水準引

き上げを勝ち取ることが重要だと考えています。

技術的に言えば、初任給の格付けの改善、中途採用者の経験値をしっかりと踏まえた格付けの是正、昇給・昇格の運用改善などがあげられます。単組内・単組間格差の解消にむけ、水準を引き上げてほしい。ハードルが少し高いかもしれませんが、在職者調整もきちんと入れ込んだ中で、この春闘期段階から要求を作ってほしいと思います。また、定年引き上げなども絡めた賃金カーブのフラット化は目前に突き付けられていますので、早期の立ち上がりなども想定した運動が必要となっています。

春闘を「1年のたたかいのスタート」に

さらに、人員確保も大きな課題です。自治体の実質配置人数と条例定数の関係だけを見ても、多くの自治体で相当な乖離があります。その結果、時間外労働や休日出勤などで、何とか仕事を回しているという異常な職場実態となっています。この異常な状況を放置せず、今春闘で今一度きちんと点検し、人員確保闘争を追求してほしいと思います。また、2022確定闘争で、振替の適正化にこだわる取り組みを提起してきましたが、不払い残業の撲滅も含めて労働時間の点検、違法状態の摘発に継続的に取り組む必要があります。各職

場においては、業務実態と人員配置の状況を適切に把握し、春闘期に「人員確保」に関する要求を全単組で提出し、6月の人員確保闘争につながる協議を開始していきましょう。

ほかにも課題は数多くありますが、春闘を、年間闘争サイクルの確立にむけた「1年のたたかいのスタート」として位置づけて取り組んでほしいと思います。

Q 3年目となる「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンについて伺います。

このキャンペーンは、公共サービスおよび公共サービス労働者の重要性和存在価値を社会一般に浸透させていくこと、さらに地域に根ざした質の高い公共サービスを提供するためには働く労働者の環境改善が必要だという世論喚起を行う運動です。具体的な行動として今年、各県段階での街頭行動に加え、協力議員(国会議員・自治体議員)と連携し、議員のSNSなどで本キャンペーンの取り組みについて発信してもらおうよう働きかけを行います。

さらに、一人ひとりが参加する春闘とするために、「公共サービスにもっと投資を！」をテーマとしたキャッチコピーを募集します。最優秀作品を使用してポスターを作成し、庁舎内や職場など、住民が見ることのできる場所に掲示して、

住民にアピールしていくことも追求していきます。

◆◆◆ スローガンは「あなたの声ではじまる春闘」

Q 今春闘のスローガン「あなたの声ではじまる春闘」に込める想いをお聞かせください。

組合員一人ひとりの声を集めて春闘要求をしていこう、という原点ではあります。それだけにとどまらず、組合員自らが発した声がきちんと要求や労働組合の諸活動に反映されることが、「やはり労働組合が必要だ」という理解につながっていくと思います。そして、お互いを支えあう関係づくりを進めていくこともできると思います。それによって組合活動の活性化、ひいては組織強化につなげたい、という想いを込めています。

Q 闘争にあたってどのような心構えが必要でしょうか？

強調したいことは、最後に妥結する基準、つまり戦術に入るか否かの基準を明確にして取り組んでほしいということです。言い換えれば、執行部と組合員、組合員同士がきちんと向きあい、理解しあう中で、「何としても要求を貫徹させたい」という想いをいかに戦術行使に入れ込めるか、ということでもあります。これはあたり前なことですが、

春闘を決して単なるスケジュール闘争にしてしまうのではなく、みんなの想いをどう行動に現すか、という闘争の原点に立ち返って取り組んでほしいと強く願っています。

また、お互いのたたかいに学びあう観点から、細かな点でも構わないので、さまざまな情報を本部に送ってほしいと思っています。お互いのたたかいや頑張りが見えれば、みんながそこから学び取ることができます。お互いの連携が実れば、この統一行動を到達闘争的な方向に持つていけると考えています。

◆◆◆ それぞれの実情にあわせ「二歩前へ」

Q 取り組みがうまくいかない単組へ取り組みのヒントをお願いします。

取り組みの王道は、職場オルグ、職場討議を経て要求書を作成・全体確認そして要求書とストライキ通告書をあわせて提出をする。その上で交渉を積み重ね、交渉を終えればその都度報告集会、あるいは、たたかう意味を喚起させるために学習会を組み込みながら、また交渉に入る。この繰り返しの中で最終的な妥結に至る、というものです。これを実践できている単組もあれば、言い方が悪いですが事業消化型の単組もあると思います。大事なことは、この事業消化型で終わらせるのではなく、「これは問題だ」という課題を要求化し



何とかして勝ち取ろう、という入口段階にあると思います。たとえそれが1つの課題だけだとしても、要求・交渉に結びつけることには大きな意義があります。

もしかしたら、「うちは春闘なんて取り組んだことがない。やれないよ」という単組もあるかもしれません。それでも「二歩前へ」のたたかいを進めるため、要求書が提出できないとすれば、何か一つでもテーマを持って話しあう場面を作ることが大切です。その話しあいから見出された事項を要求にまとめ、「それだけでも今回要求しよう」としてほしい。みんなが必要だと思えば足が進むはず。もし要求書提出ができていたのであれば、次は交渉をきちんとやって職場集会で報告する。自分たちの手で、自分たちの頭で考えていく努力が「二歩前へ」の行動に繋がっていきます。ぜひ実行に移してほしいと思います。

◆◆◆ お互いがお互いを支えあう取り組みを今春闘から

Q 最後に、組合員へのメッセージをお願いします。

今春闘は、将来を占う大きな転換点での取り組みとなります。民間労働者の頑張りと呼応する何かに取り組もう、と強く呼びかけたいと思います。先ほど「お互いのたたかいに学びあう」と言いましたが、私の出身の山形県本部では、地域の民間の労働組合の皆さんと学習交流会を実施し、それぞれのたたかい方などを報告しあい、どう支えあうのか、ディスカッションしたことがあります。皆さんもぜひ、自治労の仲間、民間の仲間とお互いに学びあいながら、「5%以上」にこだわった取り組みを進めてほしいと思います。

その上で大切なことは、執行部は組合員一人ひとりにどうやって参加してもらうか、組合員はどう参加するのか、だと思います。組合員一人ひとりが参加するからこそ組合員が執行部の苦勞を理解できるし、お互いがお互いを支えあう関係づくりにつながります。自分たちの不平や不満をきちんと言いながら、それが要求の要素になり得るという経験を積み重ねることによって、春闘に限らず、さまざまなたたかいつながっていくのだと思います。日々思うことをみんなで共感しあいながら、物事を改善させていく春闘にしていきましょう。

新採

組合加入にむけて

新規採用職員の組合加入は、労働組合にとって最重要課題だ。自治労の新規採用職員の加入率は近年、低下傾向が続いており、組合員数の減少につながっている。「このままでは自治労がなくなる」。強い危機感を持って、新規採用職員の加入を推進しよう。そのため、各地の単組の取り組みや、他産別の取り組みの事例に学ぼう。

単組事例に学ぶ

新採の加入率は未来の自治労の組織率

取り組み事例①

桜井市職員組合(奈良県本部)

「心に響く何か」を探して 若手の知恵と力集めて前へ

桜井市は奈良県の中部に位置する人口約5万6000人の、いわゆる「普通の市」だ。桜井市職は、組合員数309人で、正規職員の組織率は68.7%(2021年6月)。新規採用職員の加入率は、近年70%前後で推移している。

組織率が従来から100%である保育職場や現業職は新採者が加入するものの、本庁事務職や技術職、保健師には組合員数が少なく、新採者の加入も少ない。その克服のため、県本部の支援を受けて対策に本腰を入れてきた。

組合説明会を前倒し3月開催へ 若手の知恵と力を借りて

話を聞かせてくれたのは、委員長西本能裕さん(非専従/出納課)と書記長の久留飛多紀子さん(組合書記)。西本さんによれば、「いままでは、4月1日の入庁日から



西本能裕委員長(左)と久留飛多紀子書記長

3日くらいの中に組合加入説明会を開いていましたが、2022年からは3月の人事課の事前説明会の場で昼休みの時間をもらい、組合の説明と加入届を書いてもらう呼びかけをしました。結果、11人のうち9人が入ってくれました」とのことだ。

過去の実績をたどると、2020年は4人中0人、2021年は13人中6人の加入。2022年はかなりの前進だ。

「昔は、職場に配置になってからの4月中旬に説明会を開いても普通に加入してくれていた。ところが、だんだん入らない人が出てきて、説明会の時期を早めてきた」と西本さんは振り返る。

今回は、若い執行委員も加わり、役割分担を事前に細かくつめて本番に臨んだ。ビジュアルなピラを作成し、ポイントも絞り込んだ。細かい説明をするのではなく、「組合は困ったときになんとかするところやで」、の一点でアピールした」と久留飛さんは言う。「若い執行部が、2〜3年前に自分が説明を聞いた経験も踏まえて、説明内容を考えてくれた」。

また、「説明会でよく出る質問への答え



方も決めた。加入に消極的な声が出て、「入ってください」と答えると確認した」と言う。年度途中で採用になる職員は、職場の組合員から個別に声をかけて加入を働きかける。これが難しい場合は、翌年の説明会に参加を呼びかけている。

単組の取り組みを支えてくれた

絶妙な県本部の「押しと引き」

奈良県本部は3単組を「重点単組」に指定。桜井市職はその一つだ。指定を受けることは、「うまくいっていない単組」と認識されるこ



4月1日の新採交流説明会での「お絵描きゲーム」

と。抵抗感はなかったかと質問をぶつけてみた。すると「まあ、この何年も加入が落ちるとし、そうやろうなあとと思った」と西本さん。ごく素直に受け止めたという。

久留飛さんは、「県本部の杉田書記長が、一部役員の固定的なメンバーだけでなく、若手を巻き込んで取り組みを進めるよう、丁寧なアドバイスしてくれた。4月の説明交流会に杉田さんも出席する話もあったが、そこは桜井の若手に任せてもらえ

た」と振り返る。

また、加入した後で脱退したいと言いつつ出た人がいたが、引き止める話し合いを続ける中、県本部のアドバイスで6月に新採クリエイションを計画していたため、参加してもらうことで仲間づくりの意義を理解してもらえ、脱退を引き止めることができた。「何が相手の心に響くのか、はかりかねますが、新採レクをやつてよかった」と、久留飛さんは話す。

取り組み事例②

登米市職員組合(宮城県本部)

近隣単組の取り組みに学び 従来のやり方を変えて奏功

登米市は宮城県の北部に位置し、登米郡8町と本吉郡津山町の合併によって2005年に誕生した。人口は7万5000人。NHKの連続テレビ小説「おおかえりモネ」の舞台となった市だ。

登米市職は組合員数479人で、正規職員の組織率は45・8%(2021年6月)。9町の合併時点では3町が組合未組織。当初は組合員が多数派だったが、全体の人員縮小に伴い組合員数も減少が続いてきた。

委員長の佐々木克典さん



委員長の佐々木克典さん

典さん(非専従/建設総務課)は、そう振り返る。

新規採用職員の加入率は、2018(2019年)は91・9%であったところ、2021年には35・3%に急落した。2020年と2021年はコロナ禍のため、従来から開いてきた新規採用職員歓迎会と、そこでの加入呼びかけができなかったことが最大の原因だ。

合併自治体のため多くの未加入者を抱え、組合員がいる職場とない職場があり、組合員が少ない職場では配属後の声かけで加入を進めることも困難が多い。

新庁舎を建設しなかったことから、本庁機能は3カ所に分散。組合活動もやりにくさが伴う。そこにコロナ禍が襲う。

隣の石巻市職労の説明会を 実際に見に行ってきた

そんなとき、隣の石巻市職労の小野寺委員長から「うちの加入説明会を見に来ないか」と声がかかった。2022年3月のことだ。「石巻市職労は、4月入庁前の3月に説明会を開いて加入を進めている。それを実際に見に行こうということになった」と佐々木さん。だが、「石巻のように登米では入庁前に説明会を開くことは難しい。そこで4月2日の当局のオリエンテーションの昼休みに時間をもらい、副委員長と書記、会場のある庁舎の執行委員が説明しました。短時間の説明の後、その場で加入届に記入してもらい、回収しました」。

結果、36人のうち35人が加入してくれた。



新採説明会ではその場で加入届を回収

た。「資料を渡して、短時間で簡潔に、ごく当たり前に説明しただけ。これまでは、入庁から2〜3週間後に歓迎会を開き、組合説明をして加入してもらっていました。加入届も後日回収になったものも多かったように思う。やはり、組織率の高い単組の取り組みを実際に見て、学んだのは大きな意味があった」と佐々木さんは言う。

単組を越えて加入活動の経験交流 学びあうことで成果が向上

組織率の低い単組は、職場に未加入の先輩職員がいるため、入庁から時間を置くほど、周囲から否定的な影響を受けやすい。これを避けるためにも、早く加入してもらうことは重要なポイントだ。

佐々木さんに声をかけた石巻市職労の小野寺さんにも話を聞いてみた。

「実は登米市職さん以外の単組にも声をかけて来てもらいました。自分の単組の役員だけでは手が足りないのです。県本部や他の単組の人に実際の加入活動を手伝ってもらいながら、経験を自分の単組でも役立ててもらおうというものです」と明かす。「説明会は場数を踏まないと上手にはなれません。短い時間で必要な説明をして、加入届を書いてもらわないといけません」と小野寺さん。

なんと「石二鳥」の仕掛け。他の県本部・単組でも「石巻方式」を真似しない手はない。

説明会ですべて勝負は決まる 加入届はその場で速攻回収

宮崎市は人口約39万9000人の宮崎県の県都。宮崎市職労は、組合員数1124人で、正規職員の組織率は63・1%(2021年6月)。新規採用職員の加入率は、2018〜2019年には、以前の60%台から31・3%に急落した。書記長の青屋直樹さん(専従)は危機感を募らせた。



青屋直樹書記長

県都市職で職場も分散 説明会が「一発勝負」

宮崎市に限ったことではないが、近年、県都市職の新規採用職員の組合加入は苦戦を強いられている。「自治労第15回組織基本調査」で自治体区分ごとに正規職員の新た加入率を見ると、自治労全体で59・7%。町村職の88・7%に対して県都・政令市は45・9%である。

組織機構が大きく地理的にも広域であることから、職場に配属された後では個々の新採職員へのアプローチは困難だ。青屋さんは言う。「本庁と出先職場が離れ

ていて、配置された後では組合事務所に来てもらうこともできない。4月1日の説明会で組合のことをわかってもらって、その場に入ってもらおうことが、やっぱりカギになる。「一発勝負です」。

工夫を重ねて臨んだ2022年の説明会。その成果は、47人の採用者のうち、37人(78・72%)となった。

「寂しく・暗く・長い」はNG

「明るさ・簡潔さ・清潔さ」が大切

「これまでの説明会は集まった役員も少人数。一人の役員が長く話をしていたので、途中で帰ってしまう人もいた。役員も少なかつたので、一人ひとりに加入届を書くことを促すこともできていなかった」と、青屋さんは振り返る。

「組合の楽しいイメージを伝えるために説明資料もカラフルなものにした。県本部や労金の職員にも手伝いを頼み、組合役員も集め、総勢36人で臨みました。もちろん青年部からのアピールも。説明者の自分も『清潔な身なりで、笑顔で、わかりやすく』で臨みました。今回は役員が会場の中を回っ

て、加入届の書き方を説明しました」。

「寂しくて暗く話が長い」という、組合の悪いイメージそのままの説明会は大変身を遂げた。だが今回、加入に至らなかった人もいる。8月には歓迎ボウリング大会をやるので、未加入の新採者にも声をかけたいと話す青屋さんの「勝負」は、実は一発では終わらない。

取り組み事例④ 東京職業安定行政職員労働組合(東京都本部)

「間口の広さ」「気軽さ」が肝

若者目線・言葉をギリギリまで追求

東京職業安定行政職員労働組合(東京職安労組)は、東京都内17カ所(分庁舎などを除く)のハローワークなどで働く職員で組織され、組合員は約1000人。新規採用者は組合の年度順で、10月1日、1月1日、4月1日と、例年3回入職する。2021年度はこのすべての機会での新採組合加入率100%を達成した。この取り組みの中心にいるのは、入職6年目で専従2年目、プロの声優の経歴を持つ石原裕介書記次長(32歳)。先代からの取り組み方法をフラッシュアップしながら、独自の視点も盛り込み、方法論を確立している。



石原裕介書記次長

「ゴリゴリの組合活動は馴染まない」

「いわゆるゴリゴリの組合活動は今の若者には馴染まない」と話す石原さん。新採配付用の冊子から「ゴリゴリ感」や政治活動を一切排除している。「組合活動について熱く語っても今の若者は引いてしまう。必要なのは『つながり』、さらに若者と同じ目線で、若者の喜怒哀楽などの感情表現をお手伝いする姿勢だ」と



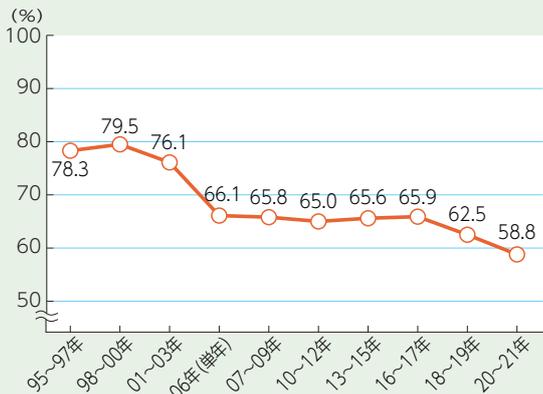
明るさと若さを強調したパンフを配付した

自治労本部の視点と対策

自治労本部 総合組織局
強化拡大局長
外山 律子



●自治労全体の新規採用者(正規職員)の組合加入率



(各期間内平均) 自治労第15回組織基本調査(2021年6月30日)より

自治労は、新規採用職員の組合加入を、最重要課題としています。このため、2022年度には県本部が「新採対策重点単組」を指定し、新規採用者の組織化を県本部全体の課題と位置づけ、新採対策の計画づくりなど県本部に単組支援を強化することを提起。加入率が80%未満の県職や大規模市職などを中心として、3単組ほど指定して取り組むことを要請してきました。

本特集に報告のあった4単組の取り組みから、次のようなポイントが確認できると考えます。

まず、「スタートダッシュが肝心」という点です。いずれの単組も、入職から間を置くことなく説明会を開き、その場で加入届を記入してもらって、即時回収しています。

説明会に臨むにあたって入念な準備を行い、組合執行部の一部ではなく全体で、とくに新採職員と世代が同じ若年層の参加を得ています。

その過程で、「なぜ、新採加入に取り組むのか」「組合のどこをアピールするのか」をしっかりと意思統一することが、自分たちの学びと組織強化に結びついている点が重要です。他の単組の取り組みに学び、県本部の支援を積極的に受けるオープンな姿勢も大切です。

そして、取り組みの成果を点検し、残された課題を把握し、次の取り組みにつなげるサイクルを回しています。

今回の取材の中で、未加入となっている組合員への対策、新採加入を含む単組の活動を担う人材育成などについて、本部の支援の強化を求める意見をいただきました。組織強化・拡大に終わりはありません。ともに頑張りましょう。

「自身でも若者言葉を調べ尽くし、キャッチコピー」「おしゃエモ映え 組合しか勝たん」なども考案した。「組合に気軽に入っ
てほしい。そのため、間口を最大限に広げたい。例えば政治活動の重要性などを伝えるのは組合に入ってもらった後でいい。こうしたスタンスが実を結んでいる。」

ポイントは安心感と「つながり」

職業安定所という、職場が東京都内各所に点在する職種柄、新採加入の取り組みは辞令交付時の組合説明会のみ。まさに一発勝負。石原さんの具体的な手法はこうだ。まず、先述の組合紹介の冊子と加入届などを入れた封筒を、「当局の資料と一緒に、事前に」机に置く。そして

「敬語は使わない、一人称は「俺」。「つかみ」の一発ギャグも必要だ。「ウケなくてもいいんです。ウケなくても、そうやって安心感を与えようとしているということ自体は必ず伝わります」と石原さん。地方出身で初めての東京暮らし、生活基盤やコミュニティの形成はまだこれからという新採にとつて、安心感と「つながり」はとても大事なポイントだ。

さらに、加入届を書いてもらうときのコツもあると教えてくれた。組合の説明をすべて終え、質問を募った後、こう言うのだそうだ。「皆さん緊張されていますから、質問しづらいですよ。では、こつちの白い紙(加入届)の書き方について説明しますね」「書いてください」ではなく、さらっと「説明しますね」と言

うのがポイントだと明かした。

説明会の動画など、ぜひご覧ください

このほか、当局との良好な関係の重要性、若者のSNSに対する意識のあり方など、多岐にわたる示唆に富むお話を披露してくれた石原さん。この間、東京都本部内だけでなく他県の単組との学習交流の中で講演なども行ってきた。2022年は、新採説明会の様子を動画に撮り、使用した台本や解説もまとめた資料を作成したという。「町田市職労(東京都本部)さんが参考にしてくれたところ、加入率が伸びたと聞き、とてもうれしい。この動画や資料が皆さんの取り組みの参考になれば幸いです。もし興味のある方はご連絡ください」と結んだ。

新採配付用の冊子



新規採用者説明会の動画と勧誘資料はこちら! →



資料

組合が、喜怒哀楽など感情表現をお手伝い



動画

JP労組埼玉の取り組み

『土着オルグ』で未加入者に向き合う



日本郵政グループ労働組合
関東地方本部 埼玉連絡協議会
議長 赤羽 正芳 さん

「組織数は、その労働組合の力のバロメータです。JP労組では、常に組織人数を意識させることを徹底しています」と、赤羽正芳さんは切り出した。

赤羽さんは日本郵政グループとその関連会社の労働者で構成する「日本郵政グループ労働組合（次ページ囲み参照）」の、関東地方本部・埼玉連絡協議会の議長を務めている。

まずはJP埼玉の組織の概況と新規採用職員の組合加入の状況から質問してみる。すると、次のような精密な数字が返ってきた（左上表参照）。

●JP労組埼玉連協の組織概況（2022年11月）

組織対象者数	組合員数	組織率	未加入者数（正規）
17,646人	9,430人	53.40%	8,216人
非正規社員数	非正規加入者数	加入率	非正規未加入者数
8,537人	2,751人	32.20%	5,786人

●JP労組埼玉連協 新規採用者加入実績

年度	採用者数	加入者数	加入率
2022年	51人	28人	55%
2021年	65人	45人	69%
2020年	215人	134人	62%
2019年	225人	140人	62%
2018年	217人	138人	64%



加入説明に使うパンフレット一式。左から、JP労組の役割と運動成果、バイク事故に備える共済制度、非正規社員への呼びかけも

低組織率・低加入率の「窓口局」

読者の皆さんには、郵政事業が小泉政権時代の「郵政民営化」で「日本郵便」、「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」、持株会社の「日本郵政」の4つに分かれたことを思い出してほしい（次ページ囲み・機構図参照）。

赤羽さんは、図表の数字の背景をこう

説明する。「まず日本郵便ですが、採用には『郵便コース』と『窓口コース』とがあります。前者は比較的大きい郵便局、単独マネジメント局、後者は住宅街などにある小さい郵便局で『窓口局』と呼びます。以前は『特定局』と呼ばれていました。『郵便コース』は組織率が高く、入社日に加入を働きかけ、100%加入です。集配業務の社員ですね。」

ただ、問題は『窓口コース』だ。「こちらは入社後1週間以内に加入オルグをしてきましたが、コロナ禍のために個別対応に止まり、39%の加入にとどまっています。また、埼玉は歴史的に『窓口局』の組織率が低く、25%程度です。これが全国的にも組織率を押し下げてしまっています」。

「ゆうちょ銀行」はさらに厳しく、28.6%の加入にとどまっている。とくに若年層は、民営・分社化した経緯等の認識が弱い傾向にあることが、要因の一つではないかという。「かんぽ生命」は、加入率は66.7%だが、採用数が少ない。このため、「主戦場」は日本郵便、とりわけ「窓口局」ということになる。職場が小規模で、地理的にも分散している、「攻めにくい」フィールドだ。

読者の皆さんにここで、お断りをした

1/20

JP労組 埼玉ニュースNo.別

JP労組埼玉連協10,000名組織を目指して
組織拡大最終盤の行動を展開！
ひとりひとりの力を結集し助け合おう！
組織純増まであと29名

1/27

JP労組 埼玉ニュースNo.別

JP労組埼玉連協10,000名組織を目指して
組織拡大最終盤の行動を展開！
ひとりひとりの力を結集し助け合おう！
組織純増&過去最高数達成!!

6/14

JP労組 埼玉ニュースNo.別

JP労組埼玉組織純増!!

過去最高組織数 9,922名 達成!

第13回定期全国大会比 +18名

各支部の取り組み

埼玉北東支部 11名拡大	埼玉東支部 7名拡大	埼玉東支部 4名拡大
埼玉南支部 7名拡大	埼玉西支部 12名拡大	埼玉西支部 6名拡大
川越支部 9名拡大	東武山崎支部 4名拡大	秩父・本庄支部 5名拡大
熊谷支部 7名拡大	秩父支部 8名拡大	大宮支部 14名拡大
埼玉新都心支部 8名拡大	さいたま中央支部 4名拡大	関東郵政支部 3名拡大
関東郵便地支部 8名拡大		110名結果!

全支部・全分会での活動ありがとうございます!

埼玉連絡組織数(6/14現在) 9,922名 +18名

JP労組埼玉ウェブサイト
http://www.jprouso.or.jp/m/

組織拡大の実績数値を刻々と伝える速報紙。2021年は過去最高の純増9,922人の拡大を達成した。

日本郵政グループ労働組合

日本郵政グループ関連企業で働く労働者で構成され、全国で約23万4000人が加入しており、単一の労働組合としては国内最大の組織である。略称はJP労組。

2007年の郵政民営化を機に、組合員数約13万7000人の日本郵政公社労働組合(JPU/旧:全通)と、約8万3000人の全日本郵政労働組合(全郵政)の二大労組が統合して誕生した。

全国13の地方本部のもとに県ごとの連絡協議会が置かれ、このもとに支部が置かれている。



取り組みの集中期間は、年間で3回。第1期は7〜8月の大会シーズンを終えて新体制が動き出した10〜11月、1〜3月が第2期、4〜5月が第3期となる。ヤマ場を作ることで運動にメリハリをつけていく。だが「土着オルグ」は、1日中、現場に張り付くのみならず、未加入者に説明をする役員はもとより、

い。ここからは、新採加入の取り組みではなく、未加入者対策の話になる。新採社員が対象の場合も、未加入者の括りの中での新採社員。彼・彼女らも、「説明会に集めて加入届を書いてもらう」のではなく、年長の未加入者と同じ、一人ひとりに働きかけるオルグを受ける。

J P 労組埼玉連協は、未加入者オルグの手法を「土着オルグ」と呼ぶ。「その土地に住み着き、根付く」という意味です。昔の関東地本の委員長が名付けたと聞きますが、定かではありません。埼玉独自の手法で、2008年から取り組んでいます。支部に上部機関の役員が連続3日間くらい入り、朝から晩まで説明会場に陣取って、未加入者一人ひとりに加入オルグをするんです。支部の役員は、職場の未加入者を、オルグの会場まで連れてくるのが役目」だそうだ。「未加入の人が

すんなり組合に入ることは、まずありません。3日間現地にいれば、『また明日来てくれ』と言えます」と赤羽さん。

「人間関係だけで組合に入ってもらえる職場はそれでいい。そうでないところが増えています。労働組合に入ることの意味を、賃金・労働条件の制度から共済の優位性まで、10分くらいでコンパクトに説明するにはスキルが必要です。仕事をしながら組合も担っている支部や職場の役員のすべての人がそれをできるわけではありません。だから上部機関が入って説明すること、理解できて加入してくれる人がいたり、加入に至らなくても組合加入について考えるきっかけにはなります」と話す。

説明は未加入者1人に対して1人で行うのが基本だ。また、新採の未加入者にはユースネットワークの役員が説明にあり、ユースの活動の魅力も伝えている。



若い未加入者はユースネットワークの幹事がオルグする

休暇を取って対応。職場の未加入者を連れてくる支部・職場の役員も休暇を取る必要がある。役員層への負担は重いが、加入させた時の喜びは何にも代え難い。

仲間になってもうえなければ その仲間を救うことはできない

その「土着オルグ」に、最近行き詰まりを感じ始めた、赤羽さんは続ける。「2021年の年間拡大数はそれ以前の半数以下になってしまった。支部に上部機関の役員オルグに向いても、対象者を連れてこれないケースが出てきた。声をかけやすい人はもう声をかけてしまったと言うんです。ところが、ですよ」と赤羽さんが指し示すのは、非正規社員の未加入者5786人という数字(右ページ表)。

「単独マネジメント局のなかに、パート

ナー社員と呼ばれる人たちがいて、5000人もが未組織。これに危機感を覚えました。これらの人たちは勤務時間が3、4時間からと短く、働く時間帯もまちまち。職場のJ P 労組役員は集配業務の社員が中心ですから、この人たちの顔と名前も一致しない。だから声をかけられない」

そこで、これらの社員をオルグ対象者とするリストを作成した。名前、職場等、詳細の情報がタテ軸に並び、ヨコ軸はカレンダー。いつ、だれがオルグし、相手の反応はどうかを書き込むエクセルのシートだ。これまでは、一部を除いて未加入者リストの作成と管理は支部に任せてきたが、今ではこのリストを埼玉連協の幹事会が一元的に管理して、オルグ計画と実施、点検、担当者が交代する場合の引き継ぎにも目を光らせる。「成果はまだ見えません」と赤羽さんは言うが、覚悟は決まっている。

どうして、そんなにまでして頑張るのか。それは「仲間になってもうえなければ、その仲間を救うことはできないからです」と赤羽さんは言う。「オープンショップの組織化は厳しいです。でも、その厳しさは役員のスキルアップにつながります。また、『土着オルグ』をやっていると、その様子を見た組合員が活動に関心を持ってくれたり、元役員の人が『じゃあ、俺も手伝うよ』と言ってくれたりします」。

組織の活性化と強化に、必ずつながっていくというのだ。それは、自治労でもまったく同じだと、断言できる。

統一自治体選挙

インタビュー

参議院選挙総括から
統一自治体選挙を
どうたたかうか自治労本部
総合政治政策局長
森下 元

総合政治政策局長の森下元さんが語るインタビュー編。参議院選挙総括の議論を進める中で浮き彫りとなった特徴点や、労働組合が政治力を持つことの意味を聞いた（取材日：2022年11月21日）。

コロナ禍下でのたたかひに苦慮

——まず、2022年7月の参議院選挙について振り返ってください。

2022年7月の参議院選挙では、47都道府県1社保労連のすべての県本部で「鬼木まこと」を推薦し、初めて自治労として統一した推薦候補の勝利にむけたたたかいとなりました。基本目標は「組合員1人1票以上」「退職者の協力を得ながら得票の積み上げをはかる」。最低獲得票数を30万票以上に設定して取り組みましたが、結果は皆さんご存じの通り、約17万1千票の獲得にとどまりました。

——3年前の参議院選挙と比較して、わずかな上積みにとどまったこの結果をどう捉えていますか？

2023年1月の第163回中央委員会参議院選挙の総括案を示すべく、この間、各県本部などへのヒアリング、ま

今年4月に実施される統一自治体選挙。昨年の第96回定期大会では、2022年7月の参議院議員選挙の結果を受けて、労働組合の運動をもう一度足元から見つめ直していく決意が多くの方の代議員から示された。参議院選挙総括から統一自治体選挙をどうたたかうか。自治労本部総合政治政策局長の森下元さんのインタビュー編に加え、社会運動研究が専門で、若者の意識と行動に詳しい富永京子さん（立命館大学准教授）に寄稿をお願いし、政治に無関心と言われる若年組合員の運動参加について考察する。

た組合員の意識調査などを行ってきました。また、分析や議論の途中ではありましたが、現段階で把握できていることをお話ししたいと思います。

まず、条件的な要因はいくつかあげることができると思います。その一つは、「鬼木まこと」が新人であったこと。また、擁立が1年半前と少し出遅れたこと。さらにコロナ禍下の取り組みであったことです。コロナ禍下であったことは、全候補者に言えることではありますが、新人であったことなどを踏まえると、やはり「鬼木まこと」が多くの方の組合員と直接触れあう機会を作ることができなかったことは大きな痛手でした。これは3年前の選挙との違いでもあります。

自治労総体の運動力量が
大きく低下

——取り組みの手ごたえはどうだったのでしょうか？

あくまでも現時点での分析ではありませんが、各県本部では3年前の選挙よりも感性的には取り組みを強化したものの、その一方で、県本部から単組の役員までの浸透にとどまり、単組の役員から組合員までの浸透はなかなかはかれなかったのではないかと推察しています。とくにコロナ禍のため医療現場や福祉現場などの取り組みは非常に厳しかったと思います。さらに、単組では役員任期が、例えば1年や2年など短いところも多いと思いますが、政治闘争に限らず、運動を引き継いでいくことに非常に苦慮しているのではないかと考えています。コロナ禍で運動の停滞を余儀なくされ、経験の蓄積が不十分な役員が次の役員に運動をうまく引き継いでいくことができなかった。このことが根底にあると思います。このことはひとえに、自治労総体の運動の力量がコロナ禍によって大きく低下しているということであり、政治闘争に限

らない、組織的な課題なのだと考えています。

直接的なアプローチが結果に結びつく

——一方で、結果を出した単組をどう捉えていますか？

前回選挙より得票が上回った単組は数少ないものの、ヒアリングなどを進める中でどのような取り組みをしたのかを調べますと、「組合員への直接的なアプローチ」の重要性が浮き彫りになっています。声かけや教宣物の手渡しなど、いわば連動的な取り組みの中で直接的な対話やコミュニケーションがはかれていた、という事です。確かに、単組の規模や職場の分散具合などで難しい単組もあることは承知していますが、あえて申し上げますと、取り組みに苦慮する中でさまざまな工夫を施した単組の役員も多かったです。一方で、コロナ禍を理由に取り組めなかった、取り組まなかった役員もいたのではないかと感じています。

地方議会の場に多くの味方を

——統一自治体選挙の位置づけについて教えてください。

今年4月の統一自治体選挙は、改めて申し上げるまでもなく、極めて重要なたたかいとなります。政治闘争は、身近なところからやらないと勝てないものです。いきなり国政選挙をたたかっても、いわゆる

足腰と言いますか、支える地方議員がたくさんいなければ勝つことはできません。

自治労の視点でさらに言えば、自治労の政策を理解してくれる地方議員が数多くいなければ、組織として組合員を守っていくことも難しくなります。

そして何よりも、地域公共サービスを充実させていくこと、地域住民に対して自治体職員としてより良い仕事をしていくためにも、地方議会の場に味方が必要です。本部方針としては「1自治体1議員」を掲げていますが、組織内議員に限らず、地域で推薦している議員や協力議員を勝たせていく必要性を、そのことを学ぶ機会を作ることや自分たちが応援してきた議員の活動をしつかりと伝えていくことによって、組合員に理解してもらう。その重要性を本部として今後も発信していきたいと思っています。

労働組合が政治力を持つ意味の発信を

——そもそも自治労の政治闘争の意義は何ですか？

とくに強調したいことは、「議員一人の力でわれわれが求める何かを変えられるわけではない」ということです。一番重要なのは、議員を作ることができる力、議員を支えることができる力だと思っています。それこそがまさに政治力です。

そして、労働組合が政治力を持つことによって、対当局、対地域住民で影響力

を持つことができる、あるいは他の労働組合や上部団体などへの影響力に波及していくのだと思います。これこそが自治労の政治闘争の意義です。

役員の方々が「組織内議員が何をやってくれるのですか？」と組合員から問われることもあるかと思えます。実は、私の出身単組は北海道の八雲町職労という町村単組なのですが、組織内道議がいます。そのことに組合員は大きな負担を感じていて、「町村単組なのに、どうして道議会議員が必要なの？」という声も単組内から聞かれます。私がいつも言っているのは、「道議会議員も出せる八雲町職労の力が、首長や地域にどれほど大きい影響を与えているか」ということです。政治力によって、首長はわれわれを尊重しますし、われわれの考えを反映させていくことができます。

得票数は組織の力を示す成績表

組織型選挙における票というのは、組



織力量を数値化したものでもあり、参議院選挙で言えば、各自治体の得票は単組の成績表ということになります。勘のいい首長ですとこの数字を見て組織の力を推察していますし、例えば総務省も自治労を組織内議員の得票数で評価している面もあります。得票数はわれわれの力の証明であり、単に当選すればいいということではないのです。これは国レベルでも地方レベルでも同じことだと思います。そしてこの政治力こそが結果的に自分たちを守ること、組合員の利益を守ることにつながっていきます。このことを組合員に理解してもらえようように、本部・県本部・単組の役員はもつともつと広報活動や学習会などをやっていかなければいけないのだと思います。

——最後に、組合員へのメッセージをお願いします。

自治労全体の力量の低下が浮き彫りとなつていますが、政治闘争も含めた労働組合の取り組みすべてに大切なことは、「誰かがやってくれるもの」ではなく、「自分たちが自分たちを守るための取り組みだ」ということです。それが結果的にみんなを守ることに繋がります。私は、その意識の塊が労働組合だと思っています。日頃の活動から政治闘争に至るまで、一人ひとりが自分のできる役割を担って取り組んでいきましょう。

生活と政治を結びつける

「わがまま」道場としての 社会運動／労働運動／選挙運動

若者の政治的無関心が言われて久しい。しかし実は多くの若者が、言葉にできない「モヤモヤ」を抱えている。「わがままだと思われたくない」若者は、その言語化をためらっているのだ。労働組合運動は、そうした生活の「モヤモヤ」を政治に結びつける手立てを提示することができると、富永さんは言う。

立場の短期性・流動性・不安定性と、 悩みの「個人化」

大学生を対象とした、大体1000人

くらいの講演で「誰にも言えないモヤモヤを教えてほしい」と聞くと、10人くらいの学生が「みんなが自分より裕福に見える」「自分だけが貧困なんじゃないかと感じる」と答える。さらに「イライラしていることを教えてほしい」と問うと、大体10人くらいの学生が「バイト先（最近の学生はバイト先を「バ先」と略すのだが）の店長が無理難題を吹っかけてくる」「社員に時間外労働を要求される」「支配人が自分のことを無能扱いしてくる」と答える。

歴史社会学者・小熊英二は『日本社会のしくみ』において、1970年代や80年代の社会は、それほど均質的でなくとも属性に応じたライフコースが存在したと指摘する。しかし、現代社会では、同じ大学に通っていても、同じ職場にいても、教室やオフィスの中にいる同年代の人々を、例えば同じ「学生」や「若者」とみなすことはできづらくなっている。だからこそ「貧困なのって私だけ？」

「私だけがバイト先で嫌な思いをしているのかな」と、悩みを個人化させてしまう。その中で自らの利害に基づいて声をあげようと思っても、自分と同じ利害を抱えた人がどれほどいるのかわからない。

その一方で、学校や職場といった空間では、「みんな同じ」という幻想だけが強くなっている。だからこそ、自分の意見を公の場で口に出すことに対して、他人に迷惑をかけちゃいけない、どう思われるか怖い、と考えてしまう。自分を棚上げるやつ、努力不足なやつ、責任転嫁するやつ、ネガティブなやつ、自己中、何より「わがまま」なやつだと思われたくない、と思ってしまう、不満を自分の中にしまい込んでしまうのではないか。

ここには、雇用や社会的立場の流動化、学生の立場の不安定化も影響している。と見ることができよう。非正規雇用が労働者の4割近くを占め、働き方も多様である中、労働運動であればほかの社会的課題に関する活動であれ、持続的に運動に携わる人は限られる。仮に運動に成功したとしても、成功の果実を享受できる期間がどれほど残って

いるのかわからない。

1970年代以降、大学の学費も大幅に上昇した。若年層の中で相対的に豊かな層とされる大学生も、過去に比べ時間的にも金銭的にも窮乏を強いられている。日本学生支援機構による2016年度の学生生活調査では、大学昼間部の奨学金受給率は1992年（22・4%）から2016年（48・9%）にかけて2倍以上となっている。

立場の短期性・流動性・不安定性が、若者をはじめ流動的な立場にある者に「当事者として」社会を変えることに対し、心理的な距離を置く理由となっている。こうした状況で政治的・社会的な意見を訴えるのは容易ではない。

不満の発声練習

では、1000人のうち10人が貧困で、仕事先で嫌な思いをしているとして、それを彼らはどのように解決するか。そう問うてみると、「バイト先の店長から無能だと思われぬように、さらに頑張る」「節約をして我慢する」「同じような友だちと愚痴を言い合って発散する」という回答が多くみられる。例えば勤め先に時間外の賃金をもらえるよう交

立命館大学 産業社会学部
准教授
富永 京子さん

1986年生まれ。立命館大学産業社会学部准教授。博士(社会学)。北海道大学経済学部卒業、東京大学大学院人文社会系研究科修士・博士課程修了。日本学術振興会特別研究員を経て、2015年から現職。著書に、「社会運動と若者」「社会運動のサブカルチャー化」「みんなの『わがまま』入門」など。



渉してみたり、学費の値下げのために動いてもいいわけだが、なかなかそうはならない。

「自分が頑張る」「我慢する」以外の解決策は、普段から考えていないと、なかなか考え出すのが難しいからだ。筆者もそういうタイプの人間だったが、研究者として社会運動に日々関わっている人々の聞き取りをする中で、日々、不満を抱き、社会のせいにするトレーニングをするのが大事なのではないかと考えた。

私が聞き取りをした社会運動従事者の人々は、実に多くのことに不満を持っていた。CMのジェンダー不平等的な表象、外国人観光客や留学生に対する店員の差別的な言動、親や上司の保守的・家父長制的な言動、各種申請書の性別欄や「令和」という元号表記に至るまでさまざま。大学や地域の自治会、町内会、あるいは路上での抗議行動など、社会運動を目にする機会が少ない今、生活の場からほそぼそとでも「モヤモヤを言語化する」練習をすることが重要なのではと考えられる。

それは、自分たちの悩みや苦しみを過小化させないことにもつながる。例えば、連合の2022年調査では、若年層は長時間労働に対する関心はある程度高いという結果が出ている。しかし、冒頭で示した状況を踏まえると、それはあくま

で過労死や過労自殺、精神的に追い込まれるレベルの長時間労働に限られているとも推察される。「長時間労働だけでなく、過労死レベルじゃないからいつか」「貧困だけど、生活保護もらうほどじゃないから黙ってしよう」——現状、こんなふうに見える人々が(若くなくとも)日本生まれ育った人の大多数ではないか。しかし、このように自分たちの要求を過小に考えていくと、どんどん「要求」の水準が上がってしまう。

モヤモヤと政治を結びつけるために

では、貧困や労働上の困難といった誰もが抱く悩みを抱きつつ、それを個人の中に閉じ込めてしまう日本に住む人々、とくに若者たちに対して、「わがまま」と思わず声を上げてもらうにはどうすればいいのか? 筆者は『みんなの「わがまま」入門』(左右社)でさまざまなエクササイズを提示したが、社会運動や選挙運動、労働組合運動は、生活のモヤモヤと政治を結びつける手立てを提示する重要な中間集団だと考える。

『月刊連合』(2022年3月号)にて、筆者は連合の構成員の方々と若いアクティビストたちと対話をした。一つ印象的だったのが、若いアクティビストの方は「労働組合運動」をかなり「重い」ものだ、と捉えていたことだ。連合の方が

「傘立て一つ置いてくれ、クーラー一つつけてくれ、というのも社会運動なんですよ」と話した時、「そんなこと要求してもいいんですか!?!」といった反応が見られたのは非常に印象的だった。人権意識が高く、社会運動に慣れている彼らですら、「政治」と「困りごと」をどこか遠いものとして捉えていたのだろう。

これは労働運動の事例だが、自治体に住んでいても、やはり「身近な困りごと」を感じる機会はあるはずだ。例えば筆者の勤める京都市の学生の中には、身近なモヤモヤをあげてくれ、と問うと、市の交通政策や都市計画、観光政策のせいで不便を被っている、と語る者もいる。であれば、区役所などの部署であれば話を聞いてくれそうか、どの議員であればこうした問題の解決に向かわてくれそうか、と政治にアプローチすることもできる。そうした日々の困りごとと、政策を通じた解決を結びつけ、その結びつきを提示する媒介として「選挙運動」や「投票」がある、と考えることもできるだろう。「投票に行こう」「社会運動/選挙運動をしよう」とトップダウン的に繰り返すだけでは、言っている方もやっている方も呼びかける方も消耗する。私たちの生活上のモヤモヤと政治を結びつける媒介として、社会運動、選挙運動、労働組合運動を捉えていきたい。

「超」少子化の進行に思う

「少子化対策」と言うけれど

厚生労働省速報値で、2022年1月から9月までの出生数は59万9636人となったことが発表された。調査開始以来最も少なかった2021年から、さらに4・9%下回ったという。

これを受け、松野博一官房長官は会見で、「専門家は国力を衰退させることにつながると指摘している」ので、「危機的状況であると認識」している。さらに要因として「個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると認識」していると述べた。

私見では、政府与党の「少子化対策」の根本的な問題は、「国力維持」を眼目としている点にこそある。「国のためになる」出生とは、おそらく政府与党が念頭に置くような規範的家族による人口再生産だろう。つまり、「法律婚」を経た夫婦が、出産・育児の経済的・倫理的責任を私的に負担して子どもを増やしてほしい……ということではないのか。

実際、政府の政策は「人口を増やすこと」と「旧来の家族規範を維持すること」を天秤にかけた場合、後者を優先しているようにも見える。

例えば2015年9月に政府が達成目標に掲げた「希望出生率1・8」は、結婚を希望する未婚女性が、法律婚を経て希望子ども数を持つとの前提で算出されている。

だがこの数値は、人口規模を維持するために必要な人口置換水準の2・07を下回っている。あえて言えば、既存の「法律婚による出産」を経ない子どもは不要、との見解を採ったとも解釈できるのだ。

さて、声を大にして言いたい。「複雑」ってなんじゃーい！ 国民のライフスタイルやニーズが多様化したのに、政策は相変わらず戦後昭和的な均質的家族観を押しつけるから、少子化に歯止めがかからないじゃーい！

年少扶養控除を廃止して、ただでさえ貸与型中心の旧育英会奨学金から教育職の返還免除を廃止して、さらには利子付きの第二種枠を増や

して事実上「学生ローン」化して、「若者・子育て世帯いじめ」政策を推進してきたのは誰じゃーい！

結婚のハードルは高止まり

周知のように、日本の少子化の主要因は、未婚化・晩婚化にある。なぜなら、婚外子出生率が2%台と極めて低いこの国では、「結婚（法律婚）⇨出産」の意味合いが強いからだ。だが現在、その旧来の「結婚」のハードルが若年層には高すぎるのが、少子化の最大要因と言える。

歴史の変遷を見てみると、戦前の家族規範は法的にも「家と家同士の結合」を眼目とする家父長制を前提としていた。これが戦後、大幅に変革される。日本国憲法第24条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、が端的に示すように、結婚は個人同士の意思決定に基づくものとされるようになった。

ただ、法制度が変更されても、「習律（モーレス）」としての結婚規範は戦前の残滓として結婚に影響を与え続けた。これは、家同士の都合が



詩人・社会学者
みなした きりゅう
水無田 気流さん

早稲田大学大学院社会科学研究所博士後期課程単位
取得満期退学。國學院大學経済学部教授。著書に「シ
ングルマザーの貧困」(光文社新書)、「居場所」のな
い男、「時間」がない女(日本経済新聞出版)ほか。最
新刊は「多様な社会はなぜ難しいか 日本の『ダイバー
シティ進化論』(日本経済新聞出版)。

個人に先立つ「お見合い結婚」が「恋愛結婚」より多数派を占めた1960年代前半まで、日本社会に残存していたと言える。

60年代後半以降、恋愛結婚が多数派となったが、この時期は成人男女の圧倒的多数派が結婚する「皆婚時代」と言える時期であった。

例えば1970年時点では、50歳時未婚割合から逆算して男性の約98%、女性約97%が生涯に一度は結婚していた。ところが2020年国勢調査から算出すると、近年では男性3割、女性2割が50歳時までに一度も結婚していない。

国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021)によれば、18〜34歳の未婚男女のうち、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は男性17.3%、女性14.6%と過去最高を更新した。

結婚意思のある未婚者(25〜34歳)が独身でいる理由は、男女とも「適当な相手にまだめぐり会わないから」が最も多く、男性4割、女性5割。さらに、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」と考える未婚者は男女とも5割となった。

少子化対策と「個人の幸福追求」

家族社会学では、かつて家父長

制度のもとで婚姻が行われていたとき結婚は「制度によるもの」であったが、その後近代化に伴い、「成員同士の友愛に基づくもの」となっていったとする。

また、近代化の進展に伴い、個人が子どもとして生まれ落ちる「定住家族」よりも、配偶者選択により夫や妻、そして親としての立場で形成する「生殖家族」のほうが、ライフコースにおける重要度は増すとされる。

それゆえ、今日個人にとって「家族」や「結婚」とは、かつてのようない「人生の必需品」ではなく、「生活満足度向上に向かう選択肢の一つ」に過ぎなくなった。それゆえ今の社会では、少子化対策も「国力」より「個人の幸福追求」をベースにした政策を行う必要があるが、相変わらず政府与党の「そこじゃない」感は根強い。

さて、日本で「必ずしも結婚しなくてもかまわない」という意識が急速に浸透したのは、80年代から90年代にかけてである。

例えば、上述の「出生動向基本調査」によれば、「人は結婚するのが当たり前だ」に賛成する人は、1984年には6割、「必ずしも結婚する必要はない」は3割であったのが93年に逆転し、「結婚するのが当た

り前」4割強、「必ずしも結婚する必要はない」5割となるなど、この時期の変化が大きい。

90年代は、先進諸国ではいずれも女性就業率の上昇が出生率にもポジティブな相関関係をもたらすようになつた時期でもある。婚外子差別が撤廃され、子どもの権利が保障されるなど、「結婚や家族の自由化」がなされ、女性が働きながら出産・育児しやすい社会になるほど、出生率は回復傾向が見られるようになった。

だがこの時期、日本では1986年に男女雇用機会均等法と同時に派遣法も施行され、女性が非正規雇用化される水路づけがなされ、家族観もアップデートされたと言いがたい。

さらに、90年代はちょうど層として大きい団塊ジュニア世代が社会に出る時期にバブルが崩壊し、「就職氷河期」となつてしまった。この世代を救済できなかったつけは大きい。

それゆえ現在の「超」少子化は、積もり積もつた政府の無策の結果と言える。それなのに！「複雑」ってなんじゃーい！単純に、永田町の時計が昭和で止まってるだけじゃーい！

憲法をどう使うか？

「スラップ訴訟」という言葉をご存知だろうか。個人・ジャーナリズム等の批判を封じ込めるため、勝てる見込みを度外視して起こされる「いやがらせ訴訟」のことだ。憲法32条の「裁判を受ける権利」と、不当訴訟をされない権利の調整を考える。

第27回

裁判を受ける権利と 不当訴訟をされない権利の調整

はじめに

裁判は、権利を実現するために必須の制度だ。だからこそ、憲法32条は裁判を受ける権利を保障している。他方で、裁判を起こされた相手方からすると、被告としてそれに応じる負担は大きい。被告に理のある訴訟でも、適切に対応しなければ敗訴する可能性があるし、弁護士費用や訴訟対応に取られる時間も無視できない。原告に相応の理由がある訴訟なら被告には応じる義務が当然あるが、根拠に乏しい訴訟や嫌がらせ目的の訴訟は、適切に抑制されるべきだろう。

では、裁判を受ける権利と、不当訴訟をされない権利は、どのように調整されているのか。今回はこの問題に関する判例を整理してみよう。過去に不当訴訟が認定された事例の中には、自治体が被告になった事例もある。労働組合や労働者が、原告になったり被告になったりする例もあろうから、不当訴訟のラインはよく認識しておく必要があるだろう。

1 昭和63年判決

訴訟提起の違法性を判断する一般的基準

を示したとされるのが、最三判昭和63年1月26日民集42巻1号1頁(以下、昭和63年判決)だ。

これは次のような事案だ。まず、YはAを介してB社に土地Cを売ることになった。代金は坪当たり5713円とし、測量の上、実測面積に基づき、後日決定することになった。AはB社と通じ、土地Cの面積を実際よりも小さく測量し、得した代金分を折半することとし、土地家屋調査士Xに、土地Cの一部を除外して測量し、測量図および面積計算書(以下、測量1)を出させた。Yは測量図に疑問を持ち、改めて専門業者に依頼したところ、Xの測量1の結果よりも約720坪広いことがわかった(以下、測量2)。

Yが測量2の結果に基づく代金清算を求めたところ、B社は測量1の結果を盾にこれに同じようとしなかった。Yは、Xの測量1はY自身がAを通じて依頼したものと理解しており、Xに対し、Yの依頼の趣旨に反し誤った測量をして損害を与えたとして、損害賠償を請求する訴訟1を提起した。しかし、裁判所は、Xに測量1を依頼したのはAであり、Yに対し責任を負うものではないと判断し、Y敗訴の判決を出した。

これを踏まえ、Xは、経緯を少し調べれば測量1はB社の依頼に基づくものと理解できたはずであり、訴訟1の提起は著しい不注意に基づく不法行為だったとして、Yに対し訴訟1の弁護士費用の賠償を求め出す訴した。

この訴訟について、最高裁判所は、次のような不当訴訟の違法性判断基準を示した。

【昭和63年判決の判示】

……民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係(以下「権利等」という。)が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。

この判決の論証は、①敗訴の確定判決、②事実的・法律的根拠の欠如、③②の認識・認識容易性という二つの要件を示したものと整



©岩沢蘭

東京都立大学 法学部 教授 木村 草太さん

1980年、横浜市生まれ。東京大学法学部卒業、同助手を経て、現在、東京都立大学法学系教授。専攻は憲法学。国民の力で「憲法を活かす」をテーマに活動中。著書の『憲法の急所』(羽鳥書店)は「東大生協で最も売れている本」「全法科大学院生必読の書」と話題に。『憲法という希望』(講談社現代新書、共著)ほか多数。

理される。もつとも、勝訴判決が違法でないのは明白だから、①敗訴確定判決が前提なのは当然であり、また、②敗訴判決なら当然、根拠を欠いているから、結局、不当訴訟に対する賠償請求で問題になるのは、③の認識・認識容易性の要件ということになる。

2 その後の事案

昭和63年判決の基準は後の事例でも踏襲され、①〜③要件に基づき訴訟提起の違法性を判断する裁判例も多い。もつとも、この昭和63年判決の基準については、二つの指摘がある。

第一に、不当訴訟は、市民の言論を封殺する目的で起こされることがある。このタイプの不当訴訟は、アメリカでは「市民参加に対する戦略的訴訟 (Strategic Lawsuit Against Public Participation、SLAPP訴訟)」と呼ばれる(青木歳男「スラップ対策」についての整理」法学セミナー780号2020年参照)。スラップ訴訟は、市民の表現行為に対し名誉棄損を根拠に起こされることが多い。

昭和63年判決は土地取引の事案を想定したもので、裁判を受ける権利に配慮するため、根拠の欠如を「容易に」「知りえた」という厳しい基準(重過失要件)を立てた。

他方、表現の自由の重要性に鑑みれば、名誉棄損を口実とする不当訴訟への賠償請求の要件は、より緩やかでもよいのではないか。例えば、「容易に」の要件までは要求せず、根拠が欠けることを「知りえた」という要件(軽過失要件)に修正する道も考えられる。

第二に、昭和63年判決は賠償責任が発生するのは①〜③要件を満たす場合「など」としており、この要件にとられない解決方法もあり得ることを示唆する。例えば、表現行為への威嚇・攻撃の目的で提訴したことが明らかかな場合などは、不当訴訟としてよいのではないか。こうした立場をとったかのように見える判決がいくつかある。

まず、東京地判平成13年6月29日判タ1139号184頁は、弁護士Yが記者会見などで宗教団体Xによる献金強制の違法性を問う訴訟の報告をしたことについて、XがYに対し総額8億円の損害賠償請求訴訟を提起した事案だ。Yはこの訴訟の違法性を主張し、反訴を提起した。判決は、到底認められるはずのない請求額を立てたことから「主に批判的言論を威嚇する目的」によるものとして訴訟の違法性を認め、Yの請求を認めた。

また、高知地判平成24年7月31日判タ1385号181頁は、次のような事案だ。X町の町会議員Yは、自らの発行する広報誌にて、ケーブルテレビ事業の入札に関し、X町執行部のふるまいを批判した。X町は、これを町に対する名誉棄損として、Yに対し損害賠償請求訴訟を提起し、Yは、これを不当訴訟として反訴した。判決は、X町

の提訴を制裁目的の違法なものと判断した(小園恵介「不当訴訟に対する損害賠償」法学セミナー780号2020年は、表現の自由への配慮が見られる判決として注目すべきとする)。

このように、損害の回復目的が薄く、威嚇や制裁などの目的が明らかかな事例では、①〜③要件にとられず賠償を認めるのは妥当だろう。

おわりに

以上に見てきた基準からすると、次のようなことが言える。

まず、勝訴見込みがないことを知っていた場合は論外として、自分では理由があると思つていても、少し注意をすれば勝訴できないことがわかる場合には、訴訟提起は違法とされる。訴訟を提起するときには、その訴訟を起す十分な理由があるかを、専門家にきちんと確認する必要がある。

また、損害賠償請求をする場合には、もつぱら攻撃や威嚇の目的で起こした訴訟ではないと十分に説明できる必要がある。到底認められない高額な請求を行えば、攻撃・威嚇の意図は認定されやすい。また、出版やテレビ番組の場合、出版社やテレビ局を訴えず、著者や出演者だけを訴えるのは、賠償資力のある法人を避けて訴訟を提起するもので、損害回復を目的とする者の行動としては不可解だ。そうした場合も、攻撃や威嚇の意図を認定しやすいだろう。裁判を受ける権利と不当訴訟をされない権利は、適切に調整される必要がある。



交通事故に伴う失職を避けるための方策について

◆答える人◆

自治労顧問弁護士
岡田 俊宏



相談

私は、ある市職で書記長をしています。組合員が、休日に自動車を運転していたところ、交通事故を起こし、被害者に大けがを負わせてしまいました。弁護士に依頼して、被害者との示談交渉を進めていましたが、うまくいかず、先日、刑事事件として公判請求されました。私の市には、失職特例条例がありますが、判決の結果、失職となる可能性はあるのでしょうか。また、失職を避けるためにできることはありますか。

回答

失職とは

地方公務員法16条は、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（1号）等を欠格条項（職員になれない者）として定めています。そして、同法28条4項は、「職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれ

かに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う」と規定しています。したがって、職員が欠格条項（2号を除く）に該当した場合には、条例に特別の定めがない限り、失職することになります。2020年度には、全国で48人の地方公務員が失職しました（総務省「令和2年度地方公務員の退職状況等調査」）。その多くは、地方公務員法16

条1号（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）に該当するものとして失職したと考えられます。「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役刑および禁錮刑を意味します。懲役刑や禁錮刑の場合には、執行猶予が付けられることもあります。仮に執行猶予が付いたとしても、地方公務員法16条1号に該当し、

失職の対象となります。

交通事故を起こした場合

●正式起訴と略式起訴

過失により自動車で交通事故を起こして被害者をけがさせたり死亡させたりした場合には、過失運転致死傷罪が成立します。法定刑は「七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金」とされています（自動車運転処罰法5条）。刑事事件として起訴するか

否かは、諸事情を踏まえ、検察官が判断することになります（刑事訴訟法248条）。起訴には、略式命令請求（略式起訴）と公判請求（正式起訴）があります。略式命令請求（略式起訴）は、簡単な手続きで

被告人の罪責を判断するもので、刑罰の内容も罰金や過料にとどまります。これに対し、公判請求（正式起訴）は、公開の法廷（公判）で証拠調べなどを行った上で判決を下すもので、有罪判決となれば、懲役刑、禁錮刑、罰金刑などが科されます。懲役刑や禁錮刑の場合、執行猶予が付けられることも多いですが、正式裁判で罰金刑が言い渡されることは極めてまれです。

●起訴前の対応

そうすると、失職を避けるためには、まずは検察官に、公判請求（正式起訴）ではなく、起訴猶予ないし略式命令請求（略式起訴）を選択してもらうことが重要になります。その

条例の「特別の定め」

ためにも、交通事故を起こした場合には、できるだけ早く信頼できる弁護士に依頼をするなどし、被害者側に誠意ある対応をとることが何より重要です（弁護士を選び方については、困ったときの法律相談②「交通事故問題への組合の対応と弁護士の選び方」（本誌786号）も参考にしてください）。

死亡事故の場合は、正式起訴がなされることが多いですが、場合によっては略式起訴になることもあります。筆者が担当した事件でも、遺族への謝罪を重ね、保険金とは別に加害者の自己負担で弔慰金を支払うなどの結果、遺族と示談が成立し、略式起訴（罰金刑）にとどめることができ

たものがあります。他方で、死亡事故でなくとも、加害者の過失の程度が大きかったり、被害者が重傷を負い、厳しい処罰感情を持っていたりする事案であれば、正式起訴されることもありま

す。今回の相談も、そのような事案だったと推測することができます。

●失職特例条例の内容

今回の相談では、すでに公判請求（正式起訴）がされており、判決では懲役刑ないし禁錮刑が言い渡されることが予想されます。この場合、条例に「特別の定め」がなければ、判決確定時に自動的に失職となり、公務員としての身分を失うこととなります。

これに対し、条例で失職の例外（失職特例条例）が定められていれば、失職を免れる余地があります。失職特例条例の内容は、自治体によってさまざまです（詳細は、困ったときの法律相談④「死亡交通事故と失職の例外」（本誌778号）を参考にしてください）。例えば、東京都の「職員の分限に関する条例」では、「禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする

す。相談者の市の特例条例がいかなる内容かはわかりませんが、仮に東京都と同様の内容であれば、禁錮刑で、かつ執行猶予付判決であれば、失職を免れる可能性があります。加害者側としては、任命権者が「失職としない」との判断をしてくれるよう、できるだけ早期に被害者と示談を成立させ、当局側に働きかけることが重要です。

なお、このような失職特例条例が存在しない自治体もありますが、もしそうであれば、組合としては、当局に対し、特例条例の制定を要求すべきです。

●失職通知の争い方

失職特例条例があったとしても、酌むべき事情はないなどとして、任命権者が「失職とする」旨の判断を行い、職員に対して当該通知を交付することがあります。この場合、当該判断（通知）を法的に争うことはできるのでしょうか。

このような失職通知は、行政処分であり、抗告訴訟の対象となると判断した裁判例が

あります（名古屋地判昭47・11・8判例時報696号185頁）。したがって、非現業職員であれば、まずは人事委員会ないし公平委員会に対して審査請求を行い、当該審査請求が認められない場合には取消訴訟の提起を検討することになります。また、現業職員や公営企業職員であれば、審査請求をすることができないので、直ちに取消訴訟を提起することにになります。そして、任命権者が、職員側の酌むべき事情を十分に考慮せずに「失職とする」旨の判断を行った

と言えれば、当該判断が裁量権の逸脱ないし濫用であるとして違法であると判断されることはあり得ます。実際、先の裁判例では、失職通知が違法であると判断されています。

おわりに

交通事故に伴う失職を避けるためには、被害者に対して誠実に対応し、できるだけ早く示談を成立させることが重要です。失職特例条例が存在する場合には、仮に「失職と

する」との処分が行われても、当該処分が違法であるとして争う余地はあります。しかし、できれば起訴前に示談を成立させ、罰金刑にとどめることがベストですし、それが難しくとも、任命権者が失職か否かの判断をする前に示談を成立させて、任命権者に「失職としない」との判断をさせるよう努めることが肝要です。

なお、補足ですが、2022年6月13日に「刑法等の一部を改正する法律」が可決成立し、「懲役」と「禁錮」の2種類の刑罰は、「拘禁刑」に一本化されることとなりました（2025年に施行予定）。これに伴い、前述した地方公務員法16条1号も、「拘禁刑以上の刑に処せられ……」と改正されることとなります。現在の失職特例条例は、「禁錮の刑に処せられた職員」について、一定の要件を満たした場合に「職を失わないものとする」ことができる」等と定められていることが多いことから、改正刑法の施行に併せて、特例条例の見直しも必要になると思われます。



満天の花
佐川光晴 (著)
左右社

長編小説のだいご味を味わいたい人へ

主人公が、天才肌な作品が好きだ。推理小説の名探偵、もその類だろう。

しかし、ここで紹介するのは、時代小説だ。主人公は、蘭英露語を駆使して、激動の幕末に活躍する。主人公が少女なのが、奇抜で良い。しかも主人公の花は、毅然としてカッコイイし、とても魅力的だ。

時代小説は好んで読むが、幕末の諸外国との外交を背景に女性活躍を取り上げた作品は、読んだことがない。また舞台が幕末の外交ということで、難解な小説かな？と思ったが、そうではない。視点が一般的なので難なく読み進められる。これは、花の視点で表現されているからなので、読んでいて主人公に感情移入が容易だ。これは作者の計算だろう。

なお、作者の佐川光晴氏は、今年度から自治労文芸賞の選考委員になっていただいた。

「駒首高く」という小説では将棋を題材にしているので、先般お会いした際に聞いたところ、本人ではなく、お子さんがしているとのこと。幕末や将棋など、多様なジャンルをこなすには、十分な調査・研究で積み上げた知識が求められる。相当な研究家なのだろう。

本作品はかなり長編で、読みごたえがある。長編小説のだいご味は、読後の達成感。面白さは、文句なし。間違いない作品なので、年末年始の長期休暇に、ぜひお薦めしたい。

佐藤 環樹 (自治労文芸会議代表幹事・北海道地連)



天王寺・文の里
夜間中学の存続を
一生きる権利と学ぶ権利が
すべてに優先する一
夜間中学卒業者の会 (編)
解放出版社

時代の逆行に抗う姿を映し出す書

大阪市内には現在4校の夜間中学があり、その中の天王寺と文の里が統廃合によって閉校されようとしている。本書はその当事者である夜間中学生たちが、理不尽な教育行政に反対を突きつけて、行動する姿を映し出す手法で編まれている。

2016年12月、義務教育未修了者や不登校生を支える「教育機会確保法」が成立した。2019年4月に、埼玉県川口市と千葉県松戸市に夜間中学が新設されて以降、毎年新しい夜間中学が各地に開校しており、今年も北海道の札幌市をはじめ4校がスタートを切っている。このような時期に大阪市は、50年の伝統を誇る天王寺と文の里をつぶして、不登校特例校を設置しようとしている。

この二つの学校が誕生する背景には、1967年に記録映画『夜間中学生』を担いで全国行脚を開始した、東京の荒川区立第九卒業生の高野雅夫さんの営みがあった。冒頭に書かれた高野さんの『ふたたびの「死刑宣告」に怒り』は、夜間中学の歴史を撃つものと言えよう。

埼玉の地で自主夜間中学を開設しながら、2校目をさいたま市にめざしている私たちも、反対署名や意見書提出の輪に加わっている。

たたかいはまだ今も続いている。この「自治労通信」を手にする自治体で働く多くの人たちにも、ぜひとも一読を期待したい。

野川 義秋 (自治労文芸会議幹事・関東甲地連)

2023春闘

「公共サービスにもっと投資を！」 キャンペーン

ポスター用キャッチコピーを募集



自治労は、公共サービスの重要性を組織内と地域社会にアピールするため、2022春闘に引き続き、今年も本キャンペーンを展開します！ その一つとして、組合員からキャッチコピーを募集し、大賞の作品をメインキャッチコピーとする当キャンペーンのポスターを作成します。皆さんの積極的な応募をお待ちしてます！

応募要項

- **応募資格**：自治労の組合員または全国消防職員協議会の会員
※個人または組合および組合の内部組織（青年部・女性部・各評議会等）でご応募ください。
- **募集締切**：2023年2月13日（月）

詳細は
こちらから



各賞と賞品

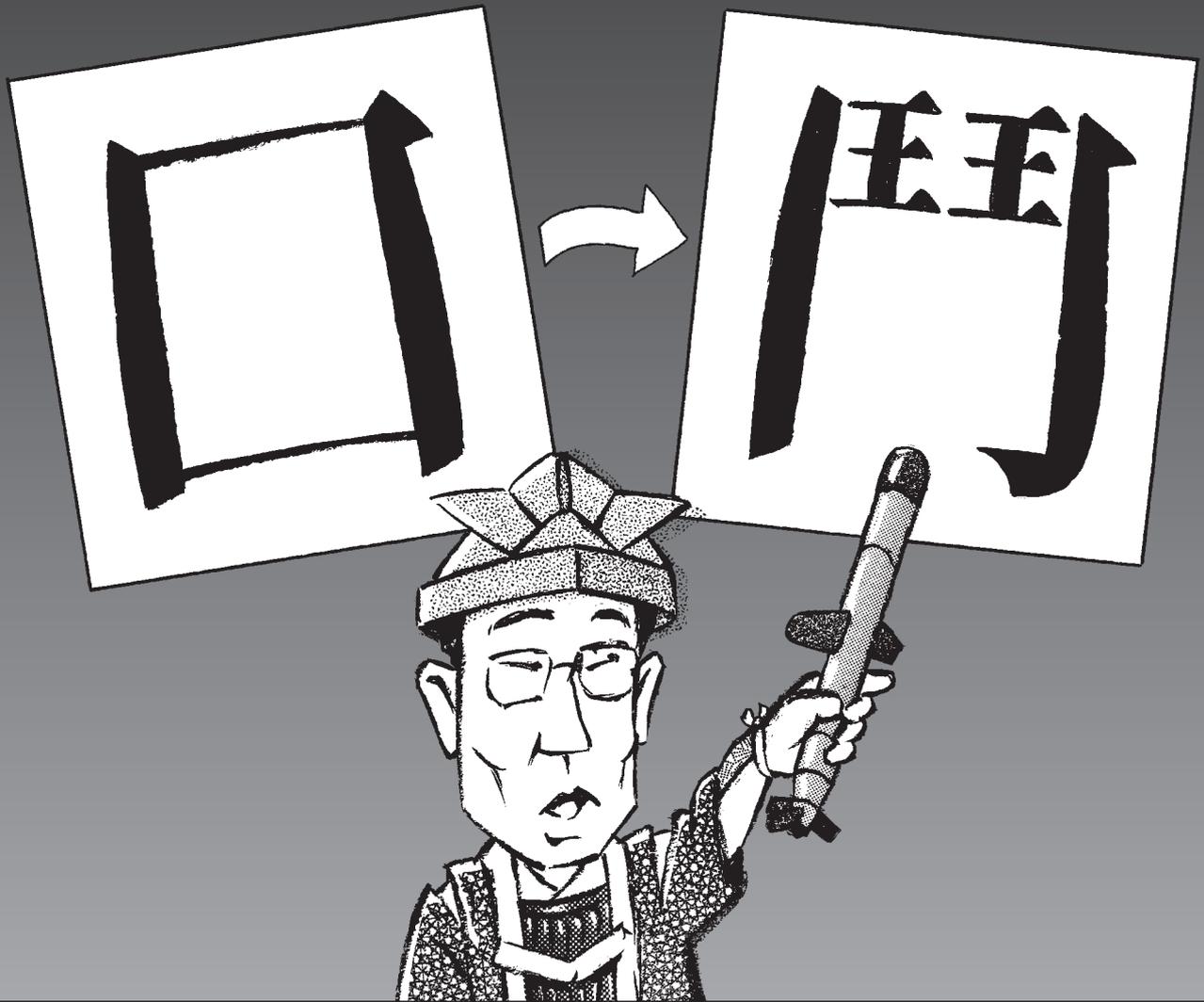
- ★大賞1点、優秀賞複数点を決定し、大賞の作品を当キャンペーンのメインキャッチコピーに採用
- ★副賞として、【大賞】賞金5万円・「BALMUDA The Pot」(電気ケトル)、【優秀賞】商品券1万円分

編集部
発



Yoshiharu Tsuji

【**門**】 これまでの「くにがまえ」を「たたかいがまえ」にかえてしまう。



編集後記

▼今号の特集である「新採」について思い考えていた。かつては自分も新人だった頃があり、青年部を担当し「今の若い人には何が響くか」を真剣に議論した。▼月日は経ち、徐々に自身が青年層ではない年齢になるにつれ、感覚が変わっていくことを感じている。面白いこと、新しいこと、前例のないことには以前よりも躊躇しがちなことになり、突拍子もないアイデアを考えてもいろんな人の顔が浮かび、頭の中で自然とブレーキをかけてしまうようになっていく。▼弱気で保守的な判断をしがちな自分にならないためにも、できるかぎり若い人たちと話をし、彼らの興味・関心のあることや、疑問に感じることを、時にお酒を酌み交わしながら聴くようにしている。価値観の異なる人、新しい時代を生きる人との触れ合いを楽しみ、「広い世界をみる」ことを続けていきたい。安易に否定しない、懐の深さを持つ大人でありたい。そういう人たちに背中を押されてきた者として。▼今回の事例紹介にも多くの若年組合員との関わりがあり、その力を借りることで前向きに作用しているケースがあった。今の若い人たちにはどんな言葉や姿勢が響くのか、答えはきつと、身近なところにあるはずだ。(鳥)

自治体職員の交通事故に力を発揮する

じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

まさか自分が、
事故を
起こすなんて…



交通事故で、まさかの失職!

公務員は交通事故を起こしたことで、失職することがあります。それは分限免職とは違います。一瞬の不注意であっても、過失の罪を問われて職を失うのです。

この場合、懲戒免職と同様に、

退職金は支払われない場合がほとんどです。

このような事態を防ぐためにも、**じちろうマイカー共済を!**

こくみん共済 **全労済** 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ご不明な点があれば、まずは所属の組合にご連絡ください。